

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景

近年、特定健康診査（以下「特定健診」という。）の実施や診療報酬明細書（以下「レセプト等」という。）の電子化の進展、国保データベースシステム<sup>※1</sup>（以下「KDBシステム」という。）等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいる。

こうした中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされた。

これまでも、保険者においては、レセプト等や統計資料等を活用することにより、「特定健診等実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところであるが、今後は、さらなる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチ<sup>※2</sup>から重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められている。

厚生労働省においては、こうした背景を踏まえ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号。以下「保健事業実施指針」という。）の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うものとしている。

本市においては、保健事業実施指針に基づきデータヘルス計画を定め、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行うものとする。

## 2. 計画の位置づけ

データヘルス計画とは、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画であり、計画の策定に当たっては、特定健診の結果、レセプト等のデータを活用し分析を行うことや、データヘルス計画に基づく事業の評価においても健康・医療情報を活用して行う。（P2. 図1）

また、データヘルス計画は、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次））」に示された基本方針を踏まえるとともに、「群馬県健康増進計画（元気県ぐんま21（第2次））」及び「前橋市健康増進計画 健康まえばし21（第2次計画）」で用いた評価指標を用いるなど、それぞれの計画との整合性を図る。なお、「前橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画 第2期」は保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、データヘルス計画と一体的に策定する。（P3. 表1）

## 3. 計画の期間

計画期間については、平成27年度からとし、関係する計画との整合性を図るため、「前橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画 第2期」の最終年度である平成29年度までの3年間とする。

※1. 国保データベースシステム：各都道府県国民健康保険団体連合会及び国民健康保険団体中央会が国民健康保険の保険者等からの委託により、健診・保健指導、レセプト等の医療、介護の情報を活用して保険者向けに提供している統計情報システム

※2. ポピュレーションアプローチ：対象を一部に限定せず、集団全体にアプローチを行い、リスクを下げていく方法

#### 4. 計画の利点

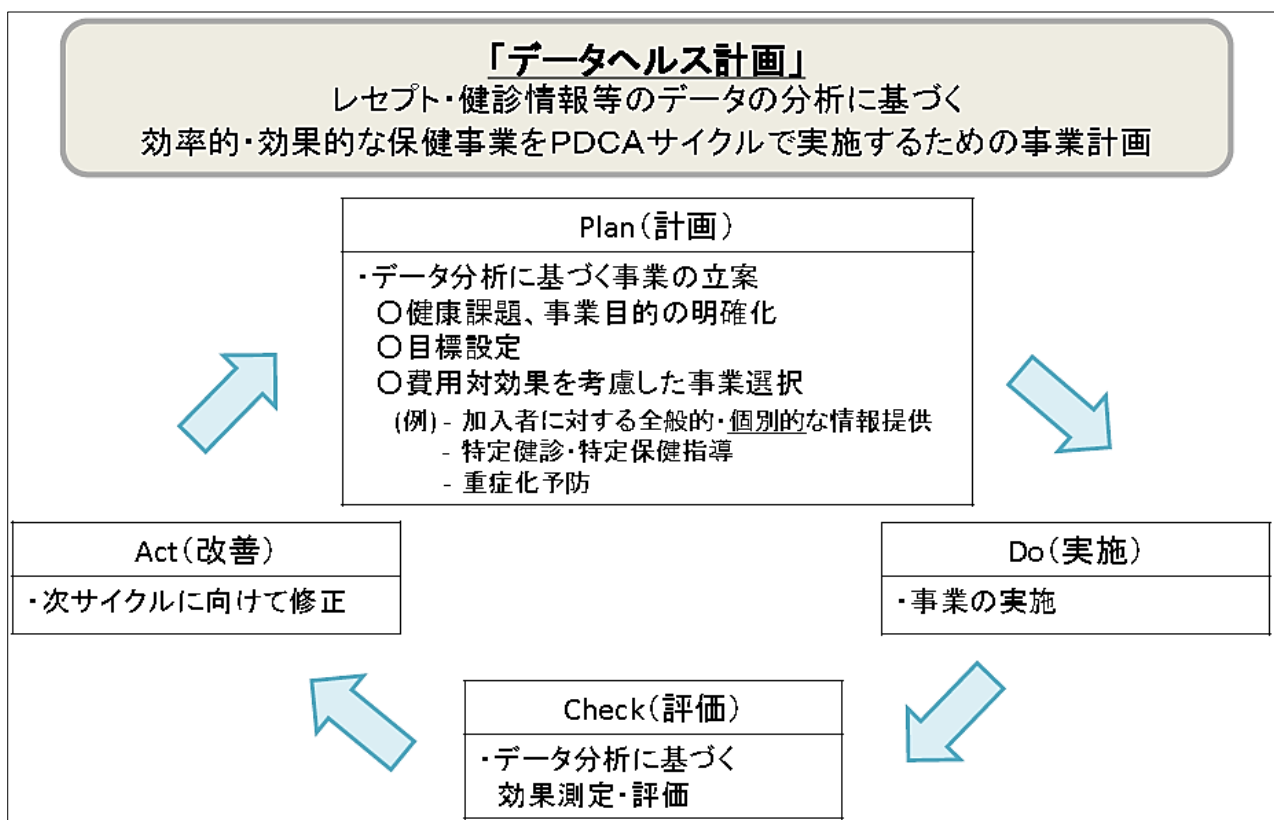
適切なポピュレーションアプローチの実施、男女別や世代に応じた特定健診等の受診勧奨の実施、行政地区別のデータの活用、重症化リスクの高い被保険者への指導など、レセプト等のデータと健診データを組み合わせることで、効果的・効率的な事業の実施が可能となる。データヘルス計画策定後は、計画を実践していくことが重要となり、目標となる数値に対してどこまで実践できたかをアウトプット（事業実施量）とアウトカム（事業成果）により事業が適切に実施されているかを評価し、この事業評価により実施内容を見直して、実効性の高い事業に改善していくことができる。

#### 5. 計画策定上の基礎データ

データヘルス計画の「第3章 本市の健康課題」で示している各種データ等については、KDBシステム（平成25年度の特定健診データ及び平成26年4～9月診療分のレセプトデータ）や「平成26年度 医療費分析報告書」（平成26年1～6月診療分のレセプトデータ）などから、抽出できる範囲内のデータ等に基づいて策定している。

※KDBシステム内のデータについてはH27年1月時点で抽出

(図 1)



資料：厚労省平成26年7月10日資料「データヘルスの推進について」より抜粋

(表 1)

区 分	特定健康診査等実施計画 第2期	データヘルス計画	健康増進計画（健康まえばし21）第2次計画															
法 律	高齢者の医療の確保に関する法律 第19条	国民健康保険法 第82条（平成16年厚生労働省告示第307号）	健康増進法 第8条															
基本的な指針	厚生労働省 保険局 （平成25年5月「特定健康診査計画作成の手引き」）	厚生労働省 保険局 （平成26年4月「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正」）	厚生労働省 保険局 （平成24年6月「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」）															
計画策定者	医療保険者【前橋市（国保）】	医療保険者【前橋市（国保）】	市町村【前橋市】															
基本的な考え	生活習慣病の予防対策を進め、被保険者の生活の質の維持および向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。特定健康診査は、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とするものを、的確に抽出するために行うものである。	生活習慣病対策をはじめとして、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取り組みについて、保険者がその支援の中心となつて、被保険者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を展開することを目指すものである。被保険者の健康の保持増進により、医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化が図られることは保険者自身にとっても重要である。	健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、その結果、社会保障制度が維持可能なものとなるよう、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標とする。															
対象年齢	被保険者 40歳～74歳	被保険者全員 特に高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青年期・壮年期世代、小児期からの生活習慣づくり	全年齢 ライフステージ（「妊娠期・乳幼児期・学童期」、「青年期」、「壮年期」、「高齢期」）に応じた健康づくり															
計画期間	平成25年度～平成29年度	平成27年度～平成29年度	平成26年度～平成35年度															
対象疾病	メタボリックシンドローム 肥満 糖尿病 高血圧 脂質異常症	メタボリックシンドローム 肥満 糖尿病 高血圧 脂質異常症 虚血性心疾患 脳血管疾患 糖尿病性腎症	メタボリックシンドローム 肥満 糖尿病 高血圧 脂質異常症 COPD（慢性閉塞性肺疾患）、がん、 ロコモティブシンドローム、認知症、メンタルヘルス、 歯周疾患、心臓病、骨粗しょう症等															
目 標	目 標 値（第 2 期） <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>特 定 健 診 受 診 率</th> <th>特 定 保 健 指 導 実 施 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>45%</td> <td>32%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>47%</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>49%</td> <td>36%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>60%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	特 定 健 診 受 診 率	特 定 保 健 指 導 実 施 率	平成26年度	45%	32%	平成27年度	47%	34%	平成28年度	49%	36%	平成29年度	60%	60%	分析結果に基づき直ちに取り組むべき健康課題を明確にし、目標値を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・40、50歳代の特定健診受診率の向上</li> <li>・特定保健指導実施率の向上</li> <li>・糖尿病の重症化予防</li> <li>・高血圧症の予防・改善</li> </ul>	生涯を4つのライフステージに分け、各々の年代特性に応じた個別目標を定め、具体的な事業に取り組みます。 【妊娠期・乳幼児期・学童期（0～18歳）】 目標1『親子で規則正しい生活をする』 【青年期（19～39歳）】 目標2『自ら健康的な生活をする』 【壮年期（40～64歳）】 目標3『将来に向けて、健康的な生活習慣を維持する』 【高齢期（65歳以上）】 目標4『住み慣れた地域で、いつまでも自立して生活をする』
年度	特 定 健 診 受 診 率	特 定 保 健 指 導 実 施 率																
平成26年度	45%	32%																
平成27年度	47%	34%																
平成28年度	49%	36%																
平成29年度	60%	60%																
評 価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診率</li> <li>・特定保健指導実施率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診率</li> <li>・糖尿病重症化予防対象者の数値の改善</li> <li>・特定保健指導実施率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診率</li> <li>・特定保健指導実施率</li> <li>・糖尿病による新規透析患者数</li> <li>・運動習慣のある者の割合の増加</li> <li>・適正体重を維持している者の増加 等</li> </ul>															